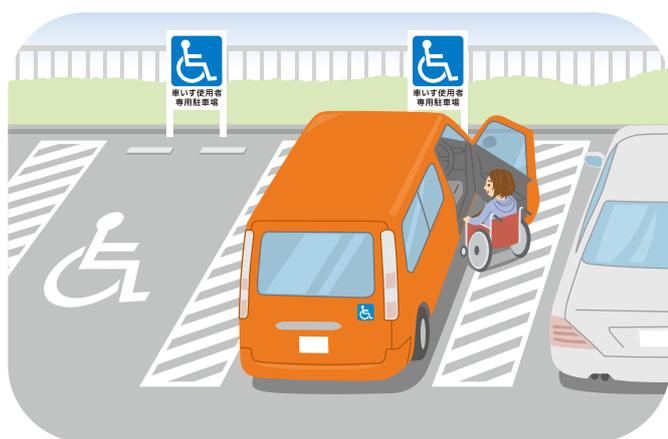


障がい者等用駐車スペース

公共施設や店舗などの駐車場を利用するとき、障害者のための国際シンボルマーク(31ページ)の表示がついている駐車区画を見ることがあります。

この区画は、障がい者等用駐車スペースで、車いす使用者が車いすから自動車へ容易に乗降できるように、一般の駐車スペース(幅250cmほど)よりも広い350cm以上を確保することになっています。また、移動しやすいように建物の入口付近に設けられています。

また、特に広い駐車場を必要としない軽度の障がいのある人や、高齢の人が利用しやすいように、通常幅の専用スペースを設けている施設もあります。



車いす使用者が自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅で、駐車場内通路では、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペースを見込んでいます。



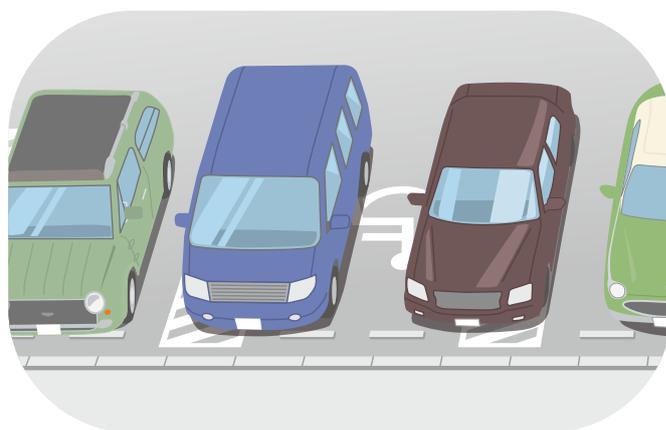
障がい者等用駐車スペースについて正しく理解しましょう

利用する必要のない人たちが、障がい者等用駐車スペースに停めると、区画数が少ないためすぐ満車状態になってしまいます。そうすると、車いす使用者などで本当に必要としている人が使えず、駐車場の使用をあきらめることとなります。

また、やむを得ず一般の区画に停めたとしても、駐車場に戻ってきたときに、隣に車が停まっている場合もあり、車いすから自分の車に乗り込めなくなることがあります。

障がい者等用駐車スペースは、電車の優先席とは考え方が異なります。この区画は、特定の人たちが使うためのスペースです。

「空いているから」、「少しの間だから」、「建物の入口に近いから」などの理由で、この区画に停めないようにしましょう。



音声コード

